

公立大学法人東北公益文科大学
2028 大学案内パンフレット制作業務に関するプロポーザル実施要領（案）

令和 8 年 8 月 公立大学法人東北公益文科大学

1 目的

この要領は、「公立大学法人東北公益文科大学 2028大学案内パンフレット制作業務委託」について、契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の内容及び仕様等

（1）業務の名称

公立大学法人東北公益文科大学 2028 大学案内パンフレット制作業務委託

（2）業務の内容

「公立大学法人東北公益文科大学 2028 大学案内パンフレット制作業務委託基本仕様書」（企画提案用）による。

（3）委託期間

契約締結の日から令和 9 年 5 月 31 日まで

（4）事業費の上限額

6,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

（1）参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため 2 以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する入札参加資格制限を受けていないこと。
- ② 過去 5 年以内に 30 ページ以上のパンフレットの企画制作実績（印刷のみは不可）を有すること。なお、印刷物又は定期刊行物等の十分な制作実績があることが望ましい。
- ③ 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基

づく再生手続を行っていないこと。

- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く）。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

（2）失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領等に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、この要領で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回るとき。
- ⑥ その他、企画審査会において不適切と認められたとき。

4 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- | | |
|--|-----|
| ① 参加申込書（様式 1） | 1 部 |
| ② 誓約書（様式 2） | 1 部 |
| ③ 納税証明書（写しでも可。消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近 1 年間の証明書。提出日において発行の日から 3 か月以内のもの。） | 1 部 |
| ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式 3） | 1 部 |

- ⑤ 会社概要書（様式4） 8部
- ⑥ 類似業務の受託実績一覧表（様式5） 8部

（2）提出期限

令和8年9月15日（火）午後5時（必着）

（3）書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時15分までの間を除く。）に、「11 提出・問合せ先」に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便かつ提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

（4）参加資格の確認及び結果通知

参加申込書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和8年9月25日（金）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

5 企画提案書作成方法

（1）提出書類及び提出部数

- ① 提案書（記述形式任意、30ページ以内） 8部
- ② 概算費用見積書（様式6） 8部

（2）提案書の記載内容

提案書の作成に当たっては、以下の項目について記載すること。

記載項目	記載内容
①提案内容の目的、趣旨	・本業務の受託に関する基本コンセプト ・本業務の事業目的を達成する上で、提案の内容が効果的な理由 ※本学の設置趣旨、学部・学科の特色、養成する人材像を踏まえて提案すること
②業務全体に関する考え方	・提案内容に応じて、以下のような業務に当たっての基本的な考え方を記載すること ・コンセプトやカラーについての考え方 ・画像等素材の収集方法、著作権及び画像使用料の考え方 ・表現力や文章構成についての考え方
③具体的なデザイン案と キャッチコピー案	・表紙案（A4） ・大学全体を表すキャッチコピー案 （現在「地域と世界の未来をともにつくる」をプレゼン資料等で用いているが、2028大学案内パンフレット等の広報媒体に向けた別案（御社が考える本学キャッチコピー）の提案を求める）

	・2027大学案内パンフレット5-6p、15-18pの国際学部の内容を踏まえた、国際学部のPRページ案（A3見開き） ・台割案（表・裏表紙4ページ、本文76ページ上限） ・撮影、取材計画
④スケジュール	・制作業務実施の全体スケジュール表
⑤過去の実績	・本業務と同種又は類似の業務を受託した実績
⑥実施体制	・本業務を実施する上での人員体制、組織図、経験等 ・再委託の予定
⑦経費の優位性	・見積内容及び積算根拠
⑧まとめ	・総括、公募型プロポーザル全体についてのPRポイント等

（3）提案書の様式

- ① 原則としてA4版の大きさで、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各項下部に表紙、目次を除き、通し番号を印字すること。片面使用で多色仕上げ可。冊子の形態は自由で、綴じ込み、ダブルクリップ等の形態を問わない。
- ② 「5企画提案書作成方法（2）③ 具体的なデザイン案とキャッチコピー案」の「国際学部PRページ案」はA3版の大きさとする。この場合、当該用紙は折り込み、A4版の冊子・綴りとする。
- ③ 提案書は（2）の①から⑧までの順序に記載すること。
- ④ 提案内容は、できる限り具体的に記述し、記載内容から業務内容をイメージできるようにすること。

（4）提出期限

令和8年10月13日（火）午後5時（必着）

（5）書類の提出方法

「11 提出・問合せ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時15分までの間を除く。）に、「11 提出・問合せ先」に持参すること。

郵送の場合は、配達証明付き書留郵便かつ提出期限までに提出先に到着したものに限り受け付ける。

また、全てをPDFにして、「11 提出・問合せ先」までデータも提出すること。なお、容量が多い場合について、ファイル交換サービスを使った提出も可とする。持参又は郵送により提出した書類の差し替えは一切受け付けないので注意すること。

正式な書類受付は、郵送又は持参及びデータ提出が揃った段階で行うものとする。

6 提案書作成に係る質問

(1) 質問方法

提案に関する質問等は、質問書（様式7）により、原則として電子メールで行うものとし、件名を「公立大学法人東北公益文科大学 2028 大学案内パンフレット制作業務委託への問合せ」として、「1 1 提出・問合せ先」へ提出すること。電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年9月18日（金）午後5時まで

(3) 質問等への回答

質問に対する回答は、その都度、大学ホームページに掲載する。ただし、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、質問者は必ず全ての質問と回答を確認すること。なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答し、企画提案書等の作成及び提出のために必要なものではないと判断した場合は回答しないものとする。

7 審査及び最優秀提案者の決定方法

(1) 公立大学法人東北公益文科大学が設置する「公立大学法人東北公益文科大学 2028 大学案内パンフレット制作業務委託に関する企画審査会」（以下「企画審査会」という。）において、審査基準（別紙1）に基づき提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。各審査員の評価点数が最も高い者を、最優秀提案者（委託契約候補者）として選定する。また、必要に応じ、次点者を選定する。

ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

なお、本学の判断により、提案者からのプレゼンテーションを省略する場合がある。

(2) 審査員の合議により契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。

(3) 審査結果は、全ての提案者に対し、書面により通知する。

(4) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者がいない場合は、プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討の上、改めて募集を行うこととする。

8 契約締結

(1) 最優秀提案者を随意契約の相手方とするとともに、最優秀提案者の提案に基づき契約に係る仕様書を確定し、最優秀提案者から見積書を徴して予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 採択された提案等については、採択後に本学と詳細について協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。

(3) 最優秀提案者が契約しなかった場合又は失格となった場合は、次点者と契約手続を行う場合があ

る。

- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすものとする。
- (5) 委託の内容は、締結される契約書によるものとする。
- (6) 委託業務に係る契約手続等は、公立大学法人東北公益文科大学入試事務室において行う。

9 スケジュール

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 参加申込書等提出期限 | 令和8年9月15日(火)午後5時(必着) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年9月18日(金)午後5時(必着) |
| (3) 参加資格の審査結果通知 | 令和8年9月25日(金)までに行う。 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年10月13日(火)午後5時(必着) |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和8年10月下旬(予定。詳細は別途通知) |
| (6) 企画審査会の開催 | 令和8年10月下旬(予定) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年10月下旬(予定) |
| (8) 契約締結の時期 | 令和8年10月下旬(予定) |

10 その他

- (1) 提案できる件数は、1提案者につき、1件とする。
- (2) 公印は求められた箇所のみ押すこととし、特に表記がない場合は求めない。
- (3) 提出された書類は、記載すべき事項の過不足等の有無について外形審査を行い、適正と認められる書類を受理する。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における提案書等の差替え及び再提出は、一切認めない。
- (6) 提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (7) 提案する各種データの調査・収集・収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続は企画提案者が行うものとする。
- (8) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、公立大学法人東北公益文科大学が必要とするときは、必要に応じて提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (9) 提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11 提出・問合せ先」に報告すること。
- (10) 提案書等の応募書類は、公立大学法人東北公益文科大学情報公開規程(令和8年4月1日規程第93号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (11) プレゼンテーションの内容は、提出している提案書に基づくものとする。
- (12) この公募及び契約については、公立大学法人東北公益文科大学の都合により変更・中止する場合がある。
- (13) 採用した企画提案書の著作権は、公立大学法人東北公益文科大学に帰属するものとする。
- (14) 不採用となった企画提案書の著作権は提案者に帰属する。

(15) 本業務に係る予算が成立しない場合は、この要領は効力を有しないものとする。

1 1 提出・問合せ先

公立大学法人東北公益文科大学 入試事務室

〒998-8580 山形県酒田市飯森山三丁目 5 番地の 1

電話番号 0234-41-1118

E-mail ao#koeki-u.ac.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。

以上